

(表)

公共的建築物整備項目対応表

(公共的建築物(特別特定建築物および共同住宅等を除く。)用)

1 建築物の用途		2 延床面積	m ²
----------	--	--------	----------------

1 多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を除く。)

整備項目 ・対象となる整備項目の□に☑等を記入	チェック 重点整備	整備内容		緩和措置
		整備内容	緩和措置	
□ 2 出入口 <small>移動等円滑化経路等以外の多数の者が利用する出入口</small>	—	1 出入口の戸にガラスを設ける場合、衝突防止の措置		
	—	2 戸を設ける場合(便所および階段室に設ける場合を除く。)には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通行可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	—	3 利用居室等に戸を設ける場合には、戸の1以上を自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通行可能な構造とし、前後に高低差なし		
	—	4 屋外へ通ずる出入口の1以上は、つぎに掲げるもの		
	—	① 幅 $\geq 85\text{cm}$ (開放時有効)		
	—	② ひさしままたは屋根を設置		
□ 3 廊下等 <small>移動等円滑化経路等以外の廊下</small>	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ		
	—	2 【視】階段または傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	1	
	—	3 【視】自動車駐車施設内の傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	2	
	—	4 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設		
	—	5 段差を設けないこと。(傾斜路または昇降機を併設する場合を除く。)		
	—	6 幅 $\geq 140\text{cm}$		
	—	7 手すりを設置		
	—	8 突出物を設けないこと。(安全策を講じた場合は、この限りでない。)		
	—	9 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置		
	—	10 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
□ 4 階段 <small>建築物内の階段</small>	—	1 段がある部分に、手すりを設置		
	—	2 踊り場に手すりを設置		
	—	3 1以上の踊り場に手すりを設置		
	—	4 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ		
	—	5 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
	—	6 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		
	—	7 【視】段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	3	
	—	8 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	4	
	—	9 主たる階段は回り階段でないこと。(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合を除く。)		
	—	10 手すり子形式とする場合は、立ち上がり $\geq 2\text{cm}$		
	—	11 段鼻に滑り止めを設置		
	—	12 幅員が 300cm を超える場合は、中央部に手すりを設置		
	—	13 けあげおよび踏面の寸法をそれぞれ一定		
	—	14 階段のうち1以上は、つぎに掲げるもの		
	—	① 踊り場を含めて、両側に手すりを設置		
	—	② けあげ $\leq 18\text{cm}$ 、踏面 $\geq 26\text{cm}$		
	—	③ 幅 $\geq 120\text{cm}$ (手すりの幅 $\leq 10\text{cm}$ を限度として、ないものとみなす。)		
□ 5 傾斜路 <small>移動等円滑化経路等以外の屋内の傾斜路</small>	—	1 手すりを設置		
	—	2 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ		
	—	3 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
	—	4 勾配 $> 1/12$ または高さ $> 16\text{cm}$ の傾斜がある部分に手すりを設置		
	—	5 【視】傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	5	
	—	6 【視】自動車駐車施設内の傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	5	
	—	7 高さ $> 75\text{cm}$ の場合は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の平たんな踊り場を設置		
	—	8 廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保		
	—	9 勾配 $\leq 1/12$		
	—	10 階段に代わるものの場合には幅 $\geq 120\text{cm}$ 、階段に併設の場合は幅 $\geq 90\text{cm}$		
	—	11 両側に側壁または高さ $\geq 5\text{cm}$ の立ち上がりを設置		
□ 6 エレベーターおよびその乗降ロビー <small>エレベーターが複数基ある場合、2基目以降</small>	—	1 籠は、利用階に停止すること。		
	—	2 籠および昇降路の出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$		
	—	3 乗降ロビーは高低差なく、幅 $\geq 150\text{cm}$ および奥行き $\geq 150\text{cm}$		
	—	4 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること。		
	—	5 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置		
	—	6 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置		
	—	7 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置		
	—	8 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置		
	—	9 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置		

整備項目	チェック 重点整備	整備内容		緩和措置
		整備	内容	
□7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 <small>移動等円滑化経路等以外の多数の方が利用する段差解消機や階段昇降機、またはエスカレーター</small>	—	1 平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの		
	—	2 エレベーターにあっては、つぎに掲げるもの		
	—	① 車椅子使用者が利用できる構造		
	—	② 鍵の使用が必要な場合は、呼出しボタン等を設置		
	—	3 エスカレーターにあっては、つぎに掲げるもの		
	—	① 平成12年建設省告示第1417号第1に規定するもの		
	—	② 乗降口には、長さ100cmの乗降口誘導固定手すりを設け、点字等による案内表示		
	—	③ 乗降口にくし板の長さ \geq 70cmの移動手すりを設置		
	—	④ 踏段のステップの枚数は、水平部分 \geq 3枚、定常段差に達するまで \geq 5枚		
	—	⑤ クラブは、歩行上支障のない形状、厚さとし、階段と色分けすること。		
	—	⑥ 乗降口に、点状ブロック等(※1)を敷設		
	—	⑦ 乗降口付近に、乗降を誘導する音声案内を設置		
	—	⑧ 車椅子で利用できる旨の案内表示およびインターホンを設置		
□8 便所 <small>多数の者が利用する便所</small>	—	1 便所はつぎに掲げるもの		
	—	① 便所の数は、階の階数に相当する数以上設けること。		6
	—	② 便所は特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設けること。		
	—	③ 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ		
	—	2 便所には、車椅子使用車用便房(※2)を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置		7
	—	3 上記2に掲げるもののほか、便所のうち1以上(つぎに掲げる場合はその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置		
	—	① 床面積が10,000m ² を超える階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² を超え40,000m ² 以下の場合は2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² を超える場合は、20,000m ² ごとに1以上(当該階の便所の数がこの数より少い場合は、便所の数以上)設置		
	—	② 床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は、当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に達することに1以上(便所設置階の数がこの数より少い場合は、便所設置階の数以上)設置		
	—	③ 車椅子使用者用便房(※2)は、つぎに掲げるもの		
	—	ア 腰掛便座、手すり等を適切に配置		
	—	イ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
	—	ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置		
	—	エ 出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示		
	—	オ ベーバーホルダーを便器の両側に設置		
	—	4 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)には、つぎに掲げるもの		
	—	① 水洗器具(オストメイト対応設備)を設けた便房を1以上設置		
	—	② ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示		
	—	③ ベビーベッド等を設けた便房を1以上設置し、便所の出入口に、その旨を表示(床面積<1000m ² のもの)		8
	—	④ ベビーベッド等を設けた便房を1以上設置し、便所の出入口に、その旨を表示(床面積 \geq 1000m ² のもの)		8
	—	⑤ 着替台等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示(床面積 \geq 2000m ²)		
	—	⑥ 着替台等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示(1000m ² ≤床面積<2000m ²)		
	—	⑦ 折りたたみベッド等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示(床面積 \geq 5000m ²)		
	—	⑧ 折りたたみベッド等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示(3000m ² ≤床面積<5000m ²)		
	—	⑨ 小児用の便座を設置した便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示(床面積 \geq 3000m ²)		
	—	5 便所は、つぎに掲げるもの		
	—	① 出入口および床面に段差を設けないこと。		
	—	② 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること。		
	—	③ 便房に棚またはフックを設置		
	—	④ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)		
	—	6 便所に男子用小便器を設ける場合は、そのうち1以上に手すり付きの床置式(壁掛式は、受け口の高さ \leq 35cm)の小便器を1以上設置		
□9 浴室等 <small>多数の者が利用する浴室や脱衣室等</small>	—	1 浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ		
	—	2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ1以上)		
	—	① 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等を適切に配置		
	—	② 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
	—	③ 出入口の幅 \geq 85cm(開放時有効)		
	—	④ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	—	3 上記2の浴室等に脱衣室を設ける場合(男女別の場合はそれぞれ1以上)には、つぎに掲げるもの		
	—	① 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保		
	—	② 室内に段差を設けないこと。		

公共的建築物整備項目対応表

整備項目	チェック 重点整備	整備内容	緩和措置
□ 10 宿泊施設の客室 ホテル、旅館等の多数の者が使用する客室	—	1 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げる数以上設置 ① 客室数 > 200 の場合、車椅子使用者用客室 \geq 客室数 \times 1/100 + 2 (1未満の端数は切上げ) ② 客室数 \leq 200 の場合、車椅子使用者用客室 \geq 客室数 \times 1/50 (1未満の端数は切上げ) ③ 客室数 \geq 50 の場合、車椅子使用者用客室を 1 以上設置 (上記①②を満たさない場合) 2 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げるもの ① 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保 ② 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ ③ 車椅子使用者用客室の便所は、つぎに掲げるもの ア 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ イ 便所内に、つぎに掲げる構造の便房を設置 (ア) 腰掛便座、手すり等を適切に配置 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保 ウ 便所および便房が設けられている便所の出入口は、つぎに掲げるもの (ア) 幅 \geq 80cm (開放時有効) (イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし エ 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること。 オ ペーパーホルダーを便器の両側に設置 ④ 浴室等は、つぎに掲げるもの ア 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ イ つぎに掲げる構造であること。 (ア) 浴槽、シャワ、手すり等が適切に設置 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保 ウ 出入口は、つぎに掲げるもの (ア) 出入口の幅 \geq 80cm (開放時有効) (イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 3 車椅子使用者用客室以外の一般客室は、つぎに掲げるもの ① 宿泊者特定経路上には、階段または段を設けない。(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない。) ② 客室の出入口の幅 \geq 80cm (開放時有効) ③ 客室内の 1 以上の便所および 1 以上の浴室等の出入口の幅 \geq 75cm (客室面積 $<$ 15m ² の場合は 70cm) (開放時有効) ④ 客室内には、階段または段を設けない。(同一客室内において複数の階がある場合、傾斜路を併設している場合、浴室等の内側に最低限の高低差を設ける場合を除く。) ⑤ 上記③の便所および浴室等の出入口に接する通路等の幅 \geq 100cm (客室面積 $<$ 15m ² の場合 80cm)	9
□ 11 観覧席・客席 劇場や映画館、運動施設等の多数の者が利用する観覧席	—	1 観覧席または客席を設ける場合は、つぎに掲げるもの ① 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、つぎに掲げる数以上設置 ア 観覧席等が 50 以下の場合、2 イ 観覧席等が 51 以上 200 以下の場合、 \geq 当該観覧席等の数 \times 1/50 (1未満の端数は切上げ) ウ 観覧席等が 200 を超える場合、 \geq 当該観覧席等の数 \times 1/100 + 2 (1未満の端数は切上げ) エ 観覧席等が 400 以下の場合、2 オ 観覧席等が 400 を超える場合 観覧席等の数に 1/200 を乗じて得た数 (1未満の端数は切上げ) ② 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、つぎに掲げるもの ア 幅 \geq 90cm イ 奥行き \geq 135cm ウ 床面は平ら エ サイトライン(可視線)に配慮した位置 オ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の隣接した位置に、同伴者のための座席またはスペースを設置 ③ 観覧席等が 200 を超える場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を 2 か所以上に分散して配置 ④ 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式 ⑤ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	
□ 12 敷地内の通路 移動等円滑化経路等以外の多数の者が利用する敷地内通路	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 段がある部分は、つぎに掲げるもの ① 手すりを設置 ② 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ③ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 ④ 上下端には、点状ブロック等(※1)を敷設 (点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、代替措置) ⑤ 段の両側に立ち上がり \geq 2cm (通行の支障となる場合は、この限りでない。) 3 傾斜路は、つぎに掲げるもの ① 手すりを設置 ② 勾配 $>$ 1/12 または高さ $>$ 16cmかつ勾配 $>$ 1/20 の傾斜には手すりを設置 ③ 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 ④ 高さ $>$ 75cm の場合は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 \geq 150cm の踊り場を設置 ⑤ 両側に側壁または高さ \geq 5cm の立ち上がりを設置 ⑥ 他の通路等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保 ⑦ 勾配 \leq 1/12 ⑧ 幅 \geq 140cm、段に併設する場合は幅 \geq 90cm 4 幅 \geq 140cm 5 歩行者と車の動線を分離 6 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置	

(裏)

整備項目	チェック 重点:整備	整備内容	緩和措置
□ 13 駐車場 多数の者が利用する駐車場	—	1 車椅子使用者用駐車施設を、つぎに掲げる数以上設置 ① 全駐車台数 × 1/50 (1未満の端数は切上げ) ② 全駐車台数 ≤ 200 の場合、車椅子使用者用駐車施設数 ≥ 駐車台数 1/50 (1未満の端数は切上げ) (上記①を満たさない場合) ③ 全駐車台数 > 200 の場合、車椅子使用者用駐車施設数 ≥ 1/100+2 (1未満の端数は切上げ) (上記①を満たさない場合) ④ 車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設置	10
	—	2 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの ① 幅 ≥ 490cm (車体の駐車スペースは幅 ≥ 210cm、その両側の乗降用スペースは幅 ≥ 140cm) ② 幅 ≥ 350cm (車体の駐車スペース幅 ≥ 210cm + 片側に乗降用スペース幅 ≥ 140cm) ③ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は道等)までの経路の長さができるだけ短くなる位置 ④ 車椅子使用者用駐車施設または付近に、利用居室までの経路についての誘導表示を設置 ⑤ 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示 ⑥ 車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。 ⑦ 車椅子使用者用駐車施設および上記⑥に規定する通路に屋根またはひさしを設置 ⑧ 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置 (進入口から容易に視認できる場合を除く。) ⑨ 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置 (進入口から容易に視認できる場合を除く。)	11
	—	3 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設(幅 ≥ 270cm、奥行き ≥ 540cm)を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示	
	—	4 車体後部からスローフ板の出る福祉車両に対応できる奥行き ≥ 8m の駐車スペースを確保	
	□ 14 標識 車椅子利用設備等のピクトサイン等の表示	1 昇降機、便所または駐車施設の付近に、つぎに掲げる要件に該当する標識を設置 ① 利用者が見やすい位置に設置 ② 表示すべき内容が容易に識別可能 (JIS Z 8210に適合するもの)	
		2 上記1の案内板等に、授乳場所の配置を加えたものを設置	
□ 15 案内設備 授乳場所を表示した案内板等	—	3 建築物または敷地に、EV、便所の配置を、つぎに掲げる方法により視覚障害者に示す案内設備を設置 ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字および上記①または②に類するもの	
	—	4 上記3の案内設備に、授乳場所の配置を加えたものを設置	
	—	5 案内所を設置 (上記1から4までは適用しない。)	
	□ 16 案内設備までの経路 道から案内設備までの視覚障害者対応	1 道等から視覚障害者に示す案内設備または案内所までの経路のうち 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること。	
		2 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認可能で、道等から出入口までの経路を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること。	
		3 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるもの ① 線状ブロック等(※3)および点状ブロック等(※1)の適切な敷設または音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置 ② 敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等(※1)を敷設	
		ア 車路に近接する部分	
		イ 段がある部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分	12
		ウ 段がある部分の下端に近接する部分	12

(表)

公共の建築物整備項目対応表

整備項目	チェック 重点整備	整備内容	緩和措置
□ 17 公共的通路 <small>総合設計による公開空地や、地区計画による歩行者通路等多数の者が自由に通行することができる通路</small>	—	1 建築物外部の公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造のもの ① 通路の幅 $\geq 200\text{cm}$ 、通行に支障のない高さ空間を確保 ② 通路面の段差の禁止 ③ 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ ④ 敷地外の道路または公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ⑤ 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場（直進 $\leq 250\text{cm}$ を除く。）の部分には、点状ブロック等（※1）を敷設 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。（回り階段以外を確保することが困難であるときは、この限りでない。） カ けあげ $\leq 18\text{cm}$ 、踏面 $\geq 26\text{cm}$ キ 階段の幅 $\geq 120\text{cm}$ 以上（手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。） 2 建築物内部の公共的通路は、つぎ掲げる構造のもの ① 幅 $\geq 200\text{cm}$ 、天井高さ $\geq 250\text{cm}$ ② 段差の禁止 ③ 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ ④ 道路または建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ⑤ 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場（直進 $\leq 250\text{cm}$ を除く。）の部分には、点状ブロック等（※1）を敷設 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。 カ けあげ $\leq 18\text{cm}$ 、踏面 $\geq 26\text{cm}$ キ 階段の幅 $\geq 120\text{cm}$ （手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）	13 14 15
□ 18 洗面所 <small>便所、脱衣室等共用部にある洗面台</small>	—	1 洗面所を設ける場合には、床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる洗面器を1以上設置 ① 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保 ② 洗面器の上端の高さ $\leq 75\text{cm}$ ③ 下部にひざが入る空間を確保 ④ 鏡下端 \leq 洗面器上端から 20cm ⑤ 排水トラップは、Pトラップ ⑥ 水栓金具は、光感知式等の自動式またはレバー式等容易に操作できるもの ⑦ 蛇口は、水が跳わない仕様 3 上記2の洗面器以外の1以上の洗面器に手すりを設置 4 棚、フック等を設置	
□ 19 屋上またはバルコニー <small>多数の者が利用できる箇所</small>	—	1 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 段差が生じる場合は、車椅子が円滑に通行可能な措置 3 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保 4 高さ $\geq 110\text{cm}$ の転落防止用の手すりを設置	
□ 20 カウンターまたは記載台 <small>案内所や窓口等、多数の者が利用する箇所</small>	—	1 立位で使用するカウンターまたは記載台は、固定 2 つぎに掲げる車椅子使用者が利用できるカウンターまたは記載台を設置 ① 下部にひざが入る空間を確保 ② $70\text{cm} \leq$ 床からカウンターまたは記載台の上端 $\leq 75\text{cm}$ ③ 呼出しを行なうカウンターを設ける場合は、電光掲示板等の設備を設置	
□ 21 公衆電話	—	1 電話台の高さ $\leq 70\text{cm}$ 2 電話台の下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保	
□ 22 自動販売機・水飲み器	—	1 自動販売機を設ける場合は、車椅子使用者が利用できる空間を確保 2 水飲み器を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる水飲み器を1以上設置 3 水飲み器を壁から突出させる場合は、アルコーブを設け、その中に設置	
□ 23 コンセント・スイッチ <small>利用居室内等、利用者が使用する箇所</small>	—	1 コンセントまたはスイッチ（利用居室等にあるものに限る）は、つぎに掲げるもの ① 床上 $40\text{cm} \leq$ コンセントおよびスイッチの中心の高さ \leq 床上 110cm ② ベッド周辺に設置する場合、床上 $80\text{cm} \leq$ コンセントおよびスイッチの中心の高さ \leq 床上 90cm ③ コンセントまたはスイッチは、車椅子使用者が押しやすい場所に設置	
□ 24 緊急時の設備等 <small>自動火災報知機等</small>	—	1 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置 2 避難経路上には、段差を設けないこと。（階から階に至る階段については、この限りでない。） 3 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設置	
□ 25 手すり <small>階段、スロープ等の手すり ■乳幼児が使用する手すりの場合は、空欄にその旨を記載のこと。</small>	—	1 $75\text{cm} \leq$ 階段および廊下等の手すりの取付け高さ $\leq 85\text{cm}$ （乳幼児利用のものを除く。） 2 $60\text{cm} \leq$ 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ（下段） $\leq 65\text{cm}$ ならびに $75\text{cm} \leq$ 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ（上段） $\leq 85\text{cm}$ （乳幼児利用のものを除く。） 3 2段手すりの下段は、上段手すりの半径長さの分だけ、上段より壁から離して設置 4 形状は、円形または橢円形とし、握りやすいもの 5 手すりと壁との空き $\geq 4\text{cm}$ 、手すりの下側で支持 6 手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げること。 7 階段および傾斜路の手すり端部の水平部長さ $\geq 45\text{cm}$ 8 階段の昇降以前の水平部分に、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示	

2 移動等円滑化経路等

整備項目	チェック 重 点 整 備	整備内容	緩 和 措 置
		・移動等円滑化経路等について、配置図、平面図等に明示すること。	
□ 1 移動等円滑化経路等	—	1 移動等円滑化経路等上には、階段または段を設けない。(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない。) 2 移動等円滑化経路等上には、階段または段を設けない。(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない。)	
□ 1-2 出入口 移動等円滑化経路等 で建築物内に設ける 出入口	—	1 戸にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置 2 出入口の幅(開放時有効)≥85cm(直接地上へ通ずる出入口、EV籠および昇降路の出入口を除く。) 3 直接地上へ通する出入口の幅≥120cm 4 直接地上へ通ずる出入口の幅≥100cm 5 ひさしままたは屋根を設置 6 誘導鈴または音声誘導装置を設置 7 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
□ 1-3 廊下等 移動等円滑化経路等 にあたる建築物内の 廊下	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 【視】階段の上下端または傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設 3 【視】自動車駐車施設の傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設 4 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設 5 幅≥140cm 6 手すりを設置 7 突出物を設けないこと。(安全策を講じた場合は、この限りでない。) 8 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置 9 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 10 十分な広さを確保した授乳およびおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置し、その付近に、その旨を表示(床面積≥3000m ²) 11 上記10に掲げる授乳およびおむつ交換のできる場所等には、鍵を設置	1 2
□ 1-5 傾斜路 移動等円滑化経路等 の屋内傾斜路	—	1 両側に連続した手すりを設置 2 手すりを設置 3 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 4 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 5 高さ>75cmの場合、高さ75cm以内ごとに踏幅≥150cmの平たんな踊り場を設置 6 始点および終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置 7 勾配≤1/12 8 幅≥140cm、階段併設の場合≥90cm 9 両側に側壁または高さ≥5cmの立ち上がりを設置 10 【視】傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設 11 【視】自動車駐車施設内の傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	5 5
□ 1-6 エレベーターおよび その乗降口バー 移動等円滑化経路等 の利用者用のエレベーター	—	1 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階および地上階に停止する。 2 籠・昇降路の出入口幅≥80cm 3 籠・昇降路の出入口幅≥90cm(床面積>5000m ²) 4 籠の幅≥160cm(床面積>5000m ²) 5 籠の幅≥140cm(車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない。) 6 車椅子の転回に支障のない構造(車椅子で利用できる機種を採用するときは、この限りでない。) 7 籠の奥行き≥135cm 8 乗降口バーは、高低差なく、幅および奥行き≥150cm×150cm 9 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降口バーに転落防止策を講ずること。 10 籠内および乗降口バーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 11 籠内および乗降口バーの制御装置(※4)が、点字等(※5)により視覚障害者が円滑に操作可能な構造 12 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置 13 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置 14 乗降口バーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置 15 籠内または乗降口バーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置 16 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置 17 籠の入口の正面の壁面には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設置	16
□ 1-7 特殊な構造または 使用形態のエレベー ターその他の昇降機	—	1 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定する構造 2 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの 3 籠の幅≥70cmかつ奥行き≥120cm 4 車椅子使用者が転回をする場合、籠の大きさが十分確保されているもの 5 利用する際に鍵の使用が必要な場合は、呼びボタン等を設置	
□ 1-12 敷地内の通路 移動等円滑化経路等 の建築物外の通路	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 幅≥140cm 3 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 4 歩行者と車の動線を分離 5 排水溝等を設けない。(やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとすること。) 6 傾斜路は、つぎに掲げるもの ① 幅≥140cmとし、階段に併設する場合は、有効幅≥90cm ② 勾配≤1/20 ③ 手すりを設置 ④ 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 ⑤ 高さ>75cmの場合、高さ75cm以内ごとに踏幅≥150cmの踊り場を設置 ⑥ 向側に側壁または高さ≥5cmの立ち上がりを設置 ⑦ 始点および終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置	

第6号様式（第10条、第13条関係）
(第4片)

(表)

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	チェック 重 点 整 備 整 備	整備内容	緩和措置
□2-5 傾斜路	—	1 勾配 $>1/12$ または高さ $>16\text{cm}$ の傾斜がある部分に手すりを設置	
	—	2 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	3 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	—	4 階段に代わるもののは幅 $\geq120\text{cm}$ 、階段に併設の場合は幅 $\geq90\text{cm}$	
	—	5 勾配 $\leq1/12$ （高さ $\leq16\text{cm}$ の場合は勾配 $<1/8$ ）	
	—	6 高さ $>75\text{cm}$ は、75cm以内ごとに踏幅 $\geq150\text{cm}$ の踊り場を設置	
	—	7 両側に側壁または高さ $\geq5\text{cm}$ の立ち上がりを設置	
	—	8 始点および終点に車椅子が安全に停止できる平たんな部分の設置	
□2-6 エレベーター および その乗降ロビー	—	1 各一般客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階および地上階に停止すること。	
	—	2 籠および昇降路の出入口の幅 $\geq80\text{cm}$	
	—	3 籠の奥行き $\geq115\text{cm}$	
	—	4 乗降ロビーは、高低差なく、幅 $\geq150\text{cm}$ および奥行き $\geq150\text{cm}$	
	—	5 籠および乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	
	—	6 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置	
	—	7 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置	
	—	8 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	
□2-7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機	—	1 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定する構造	
	—	2 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	—	3 籠の幅 $\geq70\text{cm}$ かつ奥行き $\geq120\text{cm}$	
	—	4 車椅子使用者が転回を要する場合、籠の大きさが十分確保されているもの	
	—	5 利用する際に鍵の使用が必要な場合は、呼出しボタン等を設置	

備考

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
※2 つぎの構造を満たすこと。

ア腰掛便座、手すり等を適切に配慮、イ車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保

※3 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※4 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る。

※5 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①または②に類するもの

緩和措置

- 1 ①勾配 $\leq1/20$ の傾斜の上端に近接するもの、②高さ $\leq16\text{cm}$ かつ勾配 $\leq1/12$ の傾斜の上端に近接するもの、③自動車駐車施設内に設けるもの場合は適用外
- 2 ①勾配 $\leq1/20$ の傾斜の上端に近接するもの、②高さ $\leq16\text{cm}$ かつ勾配 $\leq1/12$ の傾斜の上端に近接するものの場合は適用外
- 3 自動車駐車施設内に設ける場合は適用外
- 4 踊り場が直進 $\leq250\text{cm}$ の場合は適用外
- 5 ①勾配 $\leq1/20$ の傾斜の上端に近接するもの、②高さ $\leq16\text{cm}$ かつ勾配 $\leq1/12$ の傾斜の上端に近接するもの、③踊り場が直進 $\leq250\text{cm}$ の場合は適用外
- 6 ①から④に該当する場合はこの限りではない。
 - ① 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
 - ② 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階の場合
 - ③ 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等の滞在時間が短い階の場合
 - ④ 建築物の管理運営上、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ない場合
- 7 ①から④に該当する場合はこの限りではない。
 - ① 直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
 - ② その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部または一部を他の階に設ける場合
 - ③ 男子用の便所のみを設ける際に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - ④ 女子用の便所のみを設ける際に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- 8 他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。
- 9 建築物に同等の浴室等が1以上（男女別の場合はそれぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
- 10 ①または②に該当する場合はこの限りではない。
 - ① 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - ② 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数および機械式以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が1/50以上である場合
- 11 ①から④に該当する場合はこの限りではない。
 - ① 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - ② 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数および機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上
 - ③ 建築等（新築を除く）を行う場合で、当該建築等に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上
 - ④ 建築等（新築を除く）を行う場合で、当該建築等に係る部分に駐車場を設けない場合は1以上
- 12 ①勾配 $\leq1/20$ の傾斜の上端に近接するもの、②高さ $\leq16\text{cm}$ かつ勾配 $\leq1/12$ の傾斜の上端に近接するもの、③段がある部分または傾斜がある部分に連続して手すりを設ける踊り場等の場合を除く。

(裏)

13 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーター
その他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。

①手すりを設置、②前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能、③幅は、段に代わるもの $\geq 140\text{cm}$
段に併設するもの $\geq 90\text{cm}$ 、④勾配 $< 1/20$ 、⑤高さ $> 75\text{cm}$ のものは、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の踊り場を設置、⑥両側に側壁または立ち上
がりを設置、⑦傾斜路の始点および終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

緩和措置

14 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地への視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

15 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーター
その他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。

①手すりを設置、②前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能、③点状ブロック等の適切な配置、
④幅は、段に代わるもの $\geq 140\text{cm}$ 、段に併設するもの $\geq 90\text{cm}$ 、⑤勾配 $< 1/12$ 、⑥高さ $> 75\text{cm}$ のものは、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の踊り場
を設置、⑦両側に側壁または立ち上がりを設置、⑧傾斜路の始点および終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

16 ①籠の出入口が複数あるEVで車椅子で円滑に利用できるもの、②15人乗り寝台用EVを設置する場合は、この限りでない。

◆整備の適合状況◆

重点整備内容合計	0	適合割合	%
重点整備内容対象数	0	適合状況	

整備内容合計	0	適合割合	%
整備内容対象数	0	適合状況	

$$\text{適合割合 (\%)} = \frac{\text{整備を行う重点整備内容(整備内容)の合計} [\text{○の数}]}{\text{重点整備内容(整備内容)の対象の合計} [\text{○} \times \text{の数}]} \times 100\%$$

※「/」および「—」は数には含めない。

・適合状況には、適合割合に応じ、80%を超える場合「★★★」、20%を超え80%以下なら「★★」、0%を超え20%以下なら「★」の3段階で
表示する。

なお、対象となる整備内容があるにも関わらず、整備内容合計が0の場合は「整備なし」と表示する。